

## 田辺市体育施設 利用上の注意事項

田辺市体育施設の使用にあたっては、下記の注意事項を厳守してご利用ください。なお、必ず予約申込者が責任をもって利用者全員に周知徹底させてください。

### 共通事項

- 使用する前に受付窓口(田辺スポーツパーク管理事務所、各教育事務所等。以下「管理事務所」という。)で貸出手続きを済ませてください。
- 使用許可時間を厳守してください。なお、使用時間には準備、片付け、清掃(トイレ等)を含みます。
- 使用器具等は大切に取り扱い、万一破損させた場合は、管理事務所に連絡し、その指示に従ってください。なお、破損させた器具等は実費を弁償していただきます。
- 飲酒しての入場や施設内での飲酒は厳禁とする。
- 喫煙は所定の場所で行ってください。なお、学校施設の場合、「敷地内全面禁煙」となっています。
- ペット類、危険物等は持ち込まないでください。
- 施設の使用に関しては係員(管理人等)の指示に従っていただきます。
- 施設の使用中に、その競技等により発生した事故については、設置者及び管理者は一切の責任を負いません。また、駐車場内での怪我及び事故についても同様です。
- 貴重品は自己管理にてお願いします。
- 用具、備品等を許可なく使用しないでください。
- 救急医療品等は主催者及び使用者側でご持参ください。
- 使用許可書は常に携帯し、係員(管理人)からの指示があれば提示してください。
- 5日前までのキャンセル及び天候等使用者の責めに帰さない場合のキャンセルについては使用料を還付します。なお、天候等使用者の責めに帰さない場合とは、田辺スポーツパーク陸上競技場を除く屋外施設において雨で使用することができないと市教育委員会が判断した場合となります。還付を受ける際は、使用許可書(領収書)及び印鑑を持参してください。
- 警報・注意報等で体育施設を使用することができない場合は管理事務所から連絡します。
- 体育施設に避難してきた方がいる場合や、避難所開設員の指示がある場合は、施設の使用は中止となります。避難勧告や避難指示が発表された時は使用を中止して避難してください。
- 使った道具等については、元の場所に戻してください。
- 使用後は清掃を行い、空き缶・弁当箱等のごみ及び吸い殻は全て持ち帰り、施設内にごみを残さないでください。
- 電気の消し忘れ、窓やドアなどの鍵の閉め忘れがないか、退出の際に確認してください。
- 施設利用後は速やかに施設敷地外に退出し、駐車場で談笑するなど近隣の迷惑にならないようにしてください。

【体育館・武道館】

**体育館・武道館**

■使用後、アリーナ全般を必ずモップ掛けし、集めた埃などを掃除機等で処理してください。

(問い合わせ)田辺スポーツパーク管理事務所 電話 25-2531